

令和7年6月定例会 代表質問 中山武彦議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「人口減少を克服する政策について」

○中山武彦 おはようございます。公明党の中山武彦です。

議長のお許しを得ましたので、市議会公明党の代表質問をさせていただきます。

この3月に改選で、新たにまた議会活動をスタートさせていただきました3人の公明党議員が誕生いたしましたので、またよりよいまちづくりに向けましてしっかり頑張ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

代表質問は、5項目通告いたしました。

最初の1番、人口減少を克服する政策について、(1)シビックプライドについて質問をいたします。

香芝市役所本庁舎の1階ロビーには、香芝市の人口を示す掲示がなされております。10年ほど前までは大変に楽しみをしながら、今日も増えてるかということで見ておりましたけども、もう減少傾向にありまして、今年の4月の末には7万8,000を切るということとなりまして、非常に減少傾向が続いているわけでございます。

その中で、3月に第五次香芝市総合計画の中期基本計画が策定されまして、香芝市の人口ビジョンについて、市民の居住意向調査、これが示されております。その中で、どちらかといえば香芝市に住みたいと選んだ方が38.5%、このままずっと住みたいという強い意向の方が37.3%とありまして、合わせて75.8%となっております。香芝市は、三橋市長を中心に現在居住先に選んでもらえるような政策を強力に進められておりますけども、しかしながら中期基本計画に示された人口の将来ビジョンを見ますと、やはり将来にわたり人口減少は否めないという状況になっております。

私は、以前から市の魅力を住民にもっと知ってもらうよう、様々な形で提案もさせていただきました。そしてまた、当事者意識を持って一層関わってもらうようなシビックプライド、愛着や誇りといったものを持ってもらえるような施策の推進も求めてきたわけでございます。また、改めて今回市民や関係する方々のシビックプライドの醸成について質問いたしますが、シビックプライドを醸成することの効果として、定住人口の増加、人口の流入の促進とか人口流出の抑制がございしますが、市政への参加意識の向上も含めて、様々な効果につながっていくと思います。

そこでまず、香芝市の人口推移を改めて確認したいと思います。

これで、1点目の質問を終わります。

○市長公室次長 お答えいたします。

本市の総人口につきましては、令和2年まで増加傾向で推移しております。令和3年以降は減少に転じ、住民基本台帳上の人口は令和7年5月末現在で7万7,992人でございました。

以上でございます。

○中山武彦 減少傾向というところで確認させていただきました。

人口減少が将来にわたって続くということで出てるわけですが、高齢化が進む中で、やはり社会保障の担い手不足、また医療・介護・保育等エッセンシャルワーカーが少なくなりますと、福祉サービスを受けられなくなるという課題が浮き彫りになってまいります。持続可能なまちを皆で支え合う社会という共生社会ですね、それを進めていかなければならないと、こういう方針が出てますけども、香芝市の人口減少の要因をまず分析していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

主な要因といたしましては、転入人口の減少による社会減の影響が大きく、特にこれまで人口を増加させてきた生産年齢人口及び年少人口の減少が影響していると考えております。また、令和5年度から令和6年度までにかけては、さらに出生数が減少し、死亡数が増加していることなどの自然減の影響も出ておりまして、令和7年5月には議員お述べのとおり、7万8,000人を割り込む状況となっております。

以上でございます。

○中山武彦 人口ビジョンのところを見ますと、減少している原因としては、原因というか、社会減と大体こうつながるような形で減少が進んでるというような記述がございましたけれども、自然減はそうようになってると。社会減も人口流出という形で増えてると思うんですが、香芝市が現在取り組んでいる人口増加につながると考えられている取組、人口増加というのは自治体間でいろいろ競争されてますが、香芝市においてはどのようなことをされてるか、教えてください。

○市長公室次長 お答えいたします。

令和6年6月香芝市議会定例会における三橋市長の所信表明にもございましたとおり、国家全体で見たときには、人口が減少していく現下の状況ではございますが、本市といたしましては、主に周辺地域からの流入による人口の増加を図り、本市の魅力やブランドイメージの向上等により、特に子育て世代を中心に選ばれるまちとして発展させ、若者世代と高齢者世代、あらゆる世代が相互に支え合っていく活気のあふれるまちづくりを推進していきたいと考えております。

選ばれるまちとするためには、あらゆる分野においてきめ細かな行政を執行していく必要があるものと考えておりますが、主な施策といたしましては、都市計画等による規制を適切に緩和することにより、市内の主要駅前への再開発を促し、人々の集う新たな商業施設の整備を促進するとともに、鉄道に関しましては大阪都心部への所要時間の短縮に向けての取組に向けての協議を申し入れるなど、地域の魅力を向上させる施策を積極的に実施するも

のと考えてございます。

しかし、これらの取組を実施したとしても、その効果はすぐには現れるわけではないものと考えておりますので、今後の人口変動に注視しつつ、施策の早期実現に向けて全力を傾注していくことを考えております。

以上でございます。

○中山武彦 今まで住民の流入というところは、アクセスのよさとか、またベッドタウンとしての良質な住宅都市としての開発というところがあったと思うんですが、ある意味で外的な要因が多かったのかなと思うんですが、今おっしゃっていたようなことをされているわけですが、香芝市は持家率が高いという状況、統計で出てますけども、住宅を購入されて住み続けたいと思う方が多くなるのは、これはなじんできて愛着が出てくると思うんですが、それだけではなかなか今後ちょっと難しいかなと思ってまして、人口流入に重視されているいろいろやられてますけども、流出をこう食い止めるような政策、そのあたりが必要ではないかなと思います。今ターゲットを明確にしたインナープロモーションみたいな、市民向けのところをどうやってこう深めていくか、強めていくかというところをちょっと問題意識として持っております。

そこで、人口維持、または人口流出の抑制というところで、シビックプライドというところの今言葉を使われる自治体が増えているんですが、こういったところの施策、同時に展開する必要があると考えてますけども、その点いかがでしょう。

○市長公室次長 お答えいたします。

シビックプライドは、先ほどの議員のお述べのとおり、まちに対する市民の誇り、またまちへの愛着という意味で使われるものと思料をしております。

令和7年3月に策定した第五次香芝市総合計画中期基本計画における市民意識調査では、香芝市に愛着を感じる人の割合が75%を超えておりました。本市の人口動態の特徴でもある10歳代から20歳代前半にかけての年代が転出超過となっている現状から、若者の一定程度の大都市圏への転出についてはやむを得ない部分もあるかと考えております。

本市といたしましては、子供の頃から地域への誇りや愛着を醸成し、一度市外に出られた若者が本市に戻ってきて定住したいと思えるような魅力あるまちづくりや施策を展開していく必要があると考えております。

以上でございます。

○中山武彦 今おっしゃっていただいた子供の頃からの愛着とか、そういったところはまさに人がまちをつくるという基本的な考えの下、シビックプライドというところにつながるのかなと思いますが、具体的にどうするのかというところもありますけども、シビックプライドというところ、言葉としての醸成ということについては、市として取り組んでいきたいと思いますが、その点は考えございますか。

○市長公室次長 お答えいたします。

単なるまちへの愛着だけではなく、まちをよりよくするために、自らがまちづくりに関わ

る気持ちを持ち、自らが取り組み、それが誇りとなって定住率の増加などにつながるものと考えてございます。その重要性に鑑み、令和7年3月に策定した第五次香芝市総合計画中期基本計画では、市民住民の意思と責任に基づいて香芝市の運営を行う住民自治を実現するため、生活の中でみんなが取り組むべきことといたしまして、市民、地域団体、事業者がそれぞれの立場でできることを明記することといたしました。

以上でございます。

○中山武彦 短期間でできていくものではないと、こういうように思います。やはりカンフル剤じゃなくて漢方薬のようにこうじわじわと伸びていくものであるのかなと、このように思っておりまして、そういったところでシビックプライド、それぞれの住民の方の意識が変われば、その方が外に向けて情報発信をされていくということで、好循環が回っていくのではないかと思いますので、何とか発信力としてシビックプライドの醸成というところ、市長の市政報告とかで示している方もいらっしゃると思いますので、そのあたりについては重きを置いていただきたいなということは思ってます。

そういった話の中で、市外に向けての発信というところに移っていきますが、市の認知度の向上や流入人口、交流人口を増やすために、シティプロモーション、シティーセールスというところもつながってくるのかなと思いますが、以前質問したときはまだこれからという話があったと思いますが、そのあたりの課題、現状等あれば教えていただけますか。

○市長公室次長 お答えいたします。

本市では、令和7年3月に策定した第五次香芝市総合計画中期基本計画に市政情報の発信及び広報力の強化を施策の主な取組に位置づけてございまして、令和7年4月からは広報紙を月1回の発行とし、内容を充実させる取組のほか、LINE、X、YouTubeなどの公式SNSによる情報発信をはじめとして、効果的な表現による分かりやすく利用しやすい市政情報の発信を積極的に行い、市内外への発信力を強化することで市のイメージや知名度の向上を図っているところでございます。

さらに、効果的に情報発信するために、誰にどのような情報をどのように届けるべきかを明確にし、複数ある媒体のうち、発信内容や届けるべき相手に合わせた媒体を選択する必要がありますと考えてございます。

また、情報発信は行政だけの取組では十分ではございませんでして、市民や団体、事業者など多様な主体と連携し、シティプロモーションを推進する取組が重要であると考えておりまして、今後も積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 そういう方向になると思いますが、現在現時点ではそういった検討をされて、おっしゃったようなターゲットを絞った形で、子供さんとか若者、そのあたりの出ていっても帰ってくるようにという形での発信というところも新しい発想ではないかなと思いますが、いろいろSNSを活用していただいたり、広告もあるかと思いますけど、お願いをしたいと思います。これは、これで終わりたいと思います。

「物価高対策について」

○中山武彦 改めて、2番の物価高騰対策について伺いたいします。

この4月の消費者物価指数、前年同期比で3.5%上昇と2か月連続で伸びておりまして、米の価格高騰対策をはじめ、所得税減税、ガソリン補助など、政府はいろいろな形で家計に及ぼす影響を小さくするような政策に力を注いでおります。この夏の暑さを目前にいたしまして、電気やガス負担軽減策等の前倒しも始まるということですが、奈良県も独自にLPガスの負担軽減を進めると聞いてます。

そこでまず、現在進められている2024年の補正予算に盛り込まれた国の総合経済対策、この中の年金生活者の方や、また低所得者の方への給付支援の進捗状況について伺いたと思います。香芝市の実施している支給要件と概要について教えてください。

○健康福祉部長 令和6年度香芝市住民税非課税世帯給付金事業につきましては、支給対象となるのは令和6年12月13日時点で本市に住民登録のある世帯のうち、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税となる世帯でございます。給付金の支給額は1世帯当たり3万円で、18歳以下の子供がいる世帯は子供1人につき2万円が加算されるものでございます。

以上でございます。

○中山武彦 ずっと昨年から続いている定額減税等もございますが、今回も手厚くしていただいているというふうに思います。

現在の支給状況についてはどのようになっていますか。

○健康福祉部長 支給状況につきましては、令和7年5月末時点で対象世帯6,413世帯のうち、約93%の5,962世帯に支給済みでございます。また、2万円の子供加算分の対象人数991人のうち、約94%の928人に支給済みでございます。

以上でございます。

○中山武彦 ほぼ九十数%ということで、締切り等はあるんでしょうかね。このあたりどうですか。

○健康福祉部長 対象世帯からの申請につきましては、令和7年7月31日までの期限となり、給付金の支給は令和7年8月31日までに完了する予定でございます。

以上でございます。

○中山武彦 分かりました。

今ずっと進めてまして、ほぼ6月末ぐらいでは多分行くかなと思うんですが、ただ申請のことがまだ届いてない方がいらっしゃると困りますので、今申請期限が迫っている中で、その皆様への、未申請の方への働きかけをしていただきたいと思いますけど、その点はいかがでしょう。

○健康福祉部長 未申請の方につきましては、令和7年4月16日に勧奨通知を行っており、

併せて広報かしば令和7年5月号におきましても改めて周知を行っております。今後も引き続き本市のホームページ等で周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○中山武彦 引き続きよろしくお願いいたします。

この物価高騰対策については、先ほども申しましたが、昨年の定額減税1人4万円等ございました。また、今年は103万円の壁についても、これが一人頭2万円から4万円の減税になるような形で見直されております。国会論戦の中で、公明党の赤羽議員のほうから税収増を国民に新たに還元するための生活応援給付、これも今議論されていますので、実質賃金をプラスにするような形で、今後も中小企業事業者さんの支援とともに推進をしていきたいと思っておりますので、またその点、そのことについても今後をお願いをしたいと思います。

それから続きまして、質問いたしますが、事業者の支援です。

事業者につきまして、私どもは最低賃金のところで全国加重平均1,500円、5年間で何とかしたいというふうに思っております。そうした中で、事業者さんがちゃんと価格転嫁できるような形で支援をしていく必要がございます。

そこで、物価高騰の影響を受ける市内の事業者さん、相談できる窓口、どのようなものがあるのか、教えていただきたいと思います。

○市民環境部長 本市では、商工観光課が窓口となっております。総合的な相談については、香芝市商工会や奈良県よろず支援拠点の価格転嫁サポート窓口、資金繰りの相談については市内金融機関や日本政策金融公庫等の窓口を案内してございます。

以上でございます。

○中山武彦 奈良県のよろず支援拠点ですね、私もいろいろと個別の事業者さんから相談を受けてますので、一度足を運んでみたいと思っております。

今トランプ関税というところで、いわゆる関税による影響というところも出てきていると思います。そこで、目下米国の関税措置の影響を受ける事業者さんが相談できる窓口についてはどこなのか、どのように対応できるのか、教えてください。

○市民環境部長 経済産業省が創設した米国関税対策ワンストップポータルサイトがございますので、そちらの窓口を案内してございます。

以上でございます。

○中山武彦 その辺も、市内事業者さん、いろいろと製造業者もいらっしゃいますので、そういうご案内もしっかりしていただきたいと思います。

その事業者さんの関税情報等もご案内いただければと思いますけど、改めて国と市のほうで進めている中小企業の支援制度、これについてどのようなものがあるのか、改めて教えてください。

○市民環境部長 まず、国の制度でございます。資金繰りの安定化を図るためのセーフティネット保証制度があり、市がその認定の窓口となっております。また、中小企業庁が公募している中小企業成長加速化補助金や小規模事業者持続化給付金など、企業の成長につな

げる補助制度がございます。

続きまして、本市の制度でございますが、本市では中小企業資金融資制度において、利子や信用保証料の補給を実施してございます。利子については、固定利率1.8%のうち0.9%を、信用保証料については保証料の70%を補給し、中小企業支援を実施しているところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 従来からやられているところ、また国のほうでは新たな補助制度も出てくるというふうに聞いております。公募期間等もあるかと思いますので、締切り等もあると思いますので、詳細な情報提供というところをお願いをしたいと思います。

質問ですけど、これまで市としての実績、香芝が行っている融資制度の利子補給の実績等、このあたりについて教えていただけますか。

○市民環境部長 利子については、計248事業者に対して総額475万1,343円を補給しております。信用保証料については、計200事業者に対して総額351万4,609円を保証したのが令和6年度の実績でございます。

以上でございます。

○中山武彦 200件からの事業者さんに補助、申請されてるところでございますので、大変、金額としては1件当たりは利子はあれでありますけども、引き続きお願いをしたいと思います。

香芝が今直接実施されてるところを今伺いましたけども、市独自の実情に応じた支援というところがございます。物価高騰対策に関連した内容を含めて、どのような内容であったのか、具体的に教えていただけたらと思います。

○市民環境部長 令和2年度、令和3年度は消費喚起のため、香芝みらいクーポンを全世帯へ配布、令和4年度は中小企業物価高騰対策事業として中小企業への電気料金の支援、令和5年度は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金事業として全市民へのギフトカードの配布を行ったところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 その後のことを伺いたいんですが、今現在のところですけども、政府は5月27日に予備費ですかね、この支出で1,000億円積み増したというふうに聞いてます。それは、重点支援の地方交付金のことです。この積み増しされていると聞いてますので、当然市のほうにも下りてくると思います。この検討状況、これからだと思いますが、自治体が事業計画を立てて交付していただくというところで、現在の検討状況がどうなのか、現時点でのお話を伺えればと思いますが、いかがでしょう。

○市長公室次長 お答えいたします。

内閣府地方創生推進室より、令和7年5月27日に事務連絡があったところでございまして、その事業内容については現在検討中でございます。

以上でございます。

○中山武彦 まだ出たところでございますので、検討していただいて、市民によりよいところを進めていただきたいと思いますので、調査研究をお願いしたいと思います。

「熱中症対策について」

○中山武彦 それから続きまして、3番に入ります。熱中症対策について質問いたします。

現在、非常に暑い夏というところが続いてまして、総務省の消防庁によれば、昨年の5月から9月の間に全国で熱中症で救急搬送された人数は累計9万7,578人であったとの公表がありました。調査開始以降、過去最高というふうになっております。気象庁が発表したところ、今年も、去年や一昨年ほどではないですが、やはり例年に比べて暑いというふうな見通しも立てております。

厚生労働省のほうでは、職場での熱中症の死傷者、昨年は1,257人というところで、死者は31人、3年連続30人を超えてるというふうな発表がありました。業者別には、建設業、製造業、運送業で多くなっております。高齢の働き手が重症化する事例が目立つとのことでありました。

こういったことで、**省令改正がされまして、6月1日から職場での熱中症対策が事業者に義務づけられたと聞いております。**香芝市も事業者の一つとして、この取組も、後ほど聞きますが、まず改正された労働安全衛生規則の概要について教えてください。

○健康福祉部長 労働安全衛生規則の概要につきましては、事業者は熱中症による健康障害が生じるおそれのある作業を行うときは、異常を早期に発見するため、作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、作業に従事する者が熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合に、その旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知しなければならないこととするものであり、また事業者は熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業中止、身体冷却及び医療機関への搬送等、熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しなければならないこととするものでございます。

以上でございます。

○中山武彦 事業者さんに義務がつけられてるということで、罰則、罰金ですかね、あるとも聞いてますが、今回初期対応が義務化されたというところで、具体的な体制整備などどのようになされるのか、その点はどうでしょう。

○健康福祉部長 体制整備につきましては、職場巡回、バディ制の採用、責任者と作業に従事する者による双方向の定期連絡等により、熱中症の症状がある作業に従事する者を積極的に把握し、熱中症のおそれがある作業に従事する者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、処置のフロー図を作成し、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくことが考えられます。また、周知につきましては、朝礼、ミーティング等での周知及び会議室や休憩所等の分かりやすい場所への掲示等が考えられます。

以上です。

○中山武彦 細かく手順等を決められていくということなんですが、香芝市のことを伺わなきゃいけないので聞きますけども、昨年も仕事の中での熱中症リスクの高い職場での対応を具体的に伺いました。香芝の庁内体制、この改正によって熱中症対策を取っていくと思いますけど、事業者としての取組は進められるでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

組織的に体制を整備するように人事課より全庁的に通達を発出し、また取組の実効性を持たせるために、熱中症の症状がある職員の症状の重篤化を防ぐための必要な措置などを定める要領を速やかに策定する予定でございます。

以上でございます。

○中山武彦 速やかにというところでございますので、まだ6月ですけども速やかにやっていただきたいと思います。お願い申し上げます。

最近の健康ブームの中で、脈拍とか体温等を測れるような腕時計もありますし、そういったことも使って、個人レベルでの対策はなかなかされていると思いますけども、やはり職場全体で進めていく必要がございますので、その点、よろしく願いを申し上げたいと思います。

そこで、一方、市内事業者さんへの周知というところは、それはどうでしょう。それはなされましたか。

○健康福祉部長 熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応が事業者に義務づけられていることから、ホームページ等での周知に努めてまいります。

以上です。

○中山武彦 今後のことかなと思いますが、その点、夏になる前にお願いを申し上げたいと思います。

続いて、熱中症にならないような予防策、暑熱順化につきまして話を伺いますが、熱中症は疲れがたまったり、体調によっては誰もが発症するリスクがあると思います。

今議会の冒頭も市長から事細かく熱中症の対策のクーリングシェルター等、また郵便局、民間事業者の協力も得て進めていくという話がありました。非常にいいことだと思います。

予防策として、暑熱順化について昨年も伺いましたけども、香芝市として暑熱順化の対応、これは進められているのでしょうか。

○健康福祉部長 暑熱順化につきましては、広報紙及びホームページで市民自ら暑熱順化に取り組めるよう、周知及び啓発を行っております。

以上です。

○中山武彦 行っているというところで、それぞれ年代とか性別等によって無理なくというところが必要だと思いますので、トレーニングになると思いますので、その点も進めていただきたいと思います。

そこで、今梅雨どきですけども、気温も上昇しておりますので、本格的な夏になる前の対策が必要と考えますけど、市としての対策、改めて教えていただければと思います。

○健康福祉部長 対策につきましては、広報紙及びホームページでの注意喚起を行っております。また、新たな取組といたしまして、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発表されている場合に注意を呼びかける放送を消防用自動車で行ってもらうため、奈良県広域消防組合香芝消防署に協力を依頼いたしました。また、小学校に対しましては、熱中症が重篤な意識障害を引き起こす可能性もあることから、児童や生徒に熱中症による意識が正常でない、応答が鈍い、言動がおかしいなどの症状が見られた際には、直ちに救急要請をするなどの適切な措置を講ずるように通知しております。今後も引き続き関係機関と連携を図りながら積極的な啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

○中山武彦 落雷に続き、熱中症というのは大変毎年起こる、今後のことがあると思いますので、毎年毎年アップデートしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

「医療的ケア児の支援について」

○中山武彦 4番の医療的ケア児の支援について質問いたします。

香芝市では、2013年頃から毎年2月に障がい児者餅つき大会が開催をされてまして、8回ぐらいは行われたかなと記憶にございまして、そういった場でもあるし、またボランティアフェスタで同時開催される障がい児・者ふれあいの集い、こういったところも障害者との交流の場となっております。

このような場で、私自身、バギーに乗ってじっとされている肢体不自由児、また肢体不自由の大人の方と接することがございまして、また展示パネル等も通じて父母の会の活動も知る機会となっております。

今回、医療的ケア児の支援について質問するに当たりまして、奈良県の障害者総合支援センターにありますわかさ愛育園を上田井議員と一緒に見学させていただきまして、お話を伺いました。こういったさくらキッズという部屋の中で1歳から就学前の子供さんが必要な医療ケアを受けて、たんの吸引等をされながら保育士さんの絵本を聞いたり、またピアノに合わせて歌を歌ったりということを見てきましたが、香芝市の子供さんもそのところに通われたことがあるという話も聞いております。

そこで、まず質問いたしますが、今の令和元年に発行された香芝市障がい者福祉のしおり、これの中で身体障害者手帳や療育手帳、また医療制度として心身障害者（児）の医療費助成制度の説明がございまして。

香芝では、未就学児で重症心身障害児であり、医療的ケアを必要としている方は把握されているか、その点をまず伺いたいと思います。

○健康福祉部長 重度の肢体不自由として身体障害者手帳を所持し、かつ重度の知的障害として療育手帳を所持している未就学児の重症心身障害児の具体的な人数につきましては、プライバシーの保護の観点からお答えを差し控えさせていただきますが、市としては人数を把握しております。

以上でございます。

○中山武彦 把握はされてるというところでございます。

続いて、リトルベビーハンドブックについて伺いますけども、いわゆる低出生体重児、体重2,500グラム未満で生まれてくる赤ちゃんに寄り添った形の母子手帳に伴うような冊子というところでございますけども、人口動態統計調査では、2023年の低出生体重児の割合は9.6%ということで、およそ10人に1人というふうにこう聞いてます。大変に数が増えていってるというふうに伺っております。

そこで、このような小さく生まれた子供さん、新生児の集中治療室、NICUですね、そういったところに入って数か月退院を待つということもあるということなんですが、発育、発達の遅れや、また障害が残ったりすることもあると伺っております。

こういうような小さく生まれた子供の成長に合わせた冊子、リトルベビーハンドブック、これについて奈良県が連携して作成していくというふうに聞いてますけども、香芝市の配布例があると聞いております。改めて、最近の配布状況、教えてください。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

リトルベビーハンドブックにつきましては、こちらでございまして、奈良県が作成し、ならリトルベビーハンドブック取扱要領に基づき配布しております。

対象者は、奈良県内在住の子供とそのご家族で、出生体重が1,500グラム未満の子供、または出生体重が2,500グラム未満でサポートが必要な場合に配布してございます。

奈良県内のNICUに入院の場合は、入院病棟で配布されることになってございますが、本市在住で配布対象者が入院病棟で配布されていない場合につきましては、児童福祉課におきまして配布しているものでございます。

本市でリトルベビーハンドブックを配布した実績でございますが、令和5年度に1件、令和6年度に1件配布しております。

以上でございます。

○中山武彦 香芝市が配布した実績ですね、分かりました。

今伺いましたけど、NICUや新生児室から人工呼吸器をつけて在宅に戻られる赤ちゃんがいらっしゃる。最近は、医療技術の進歩でそういったこともできているというところでございます。すぐに医療や福祉制度につながればいいんですが、つながらない状況であるとやはり保護者は不安だと思いますので、その相談支援というものを早くからしなきゃいけないと思います。

そこで、NICUから退院された赤ちゃんとその保護者の方、在宅で日常生活が営めるような医療的ケアが必要になった方の早くから相談支援、その点はどのようにされていらっ

しゃるでしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

医療的ケアが必要な子供が退院する場合には、医療機関から情報提供があるため、本市では子供の状況、家族の不安や困り事、支援状況等を確認し、退院後は母子保健法第19条に基づきます未熟児の訪問指導を行ってございます。その後は、状況に応じて各関係機関と連携いたしながら、地区担当保健師等で継続的に支援を行ってございます。

以上でございます。

○中山武彦 医療機関からの情報提供があるということで、連携されてやられているということですね。

医療ケア児の支援体制の整備というところについても伺いたいと思います。

今現在については、どのようになっているのかというところですが、おうちでいろんなことが必要になってくるわけでございます生活援助行為等でございますが、その体制について、以前の質問では障害者福祉計画の中で記載はされている内容もございました。具体的な方策、第3期計画の策定の中で検討されるというような前回答弁があったわけでございますが、現計画での位置づけ、どのようになっているのか、教えていただけますか。

○健康福祉部長 議員お述べのように、令和6年3月に策定いたしました第3期香芝市障害者計画におきまして、医療的ケアを必要とする子供がその地域において生活をするための必要な支援を受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めつつ、医療的ケア児の支援に関するガイドラインの策定を進め、地域の受入れ体制整備を目指すことと計画には明記してございます。

以上でございます。

○中山武彦 あまりこう、計画の記載内容は少しずつ変わってますけども、実態がまだ見えてきてない状況があります。

ガイドラインの策定等ありますけども、受入れ体制がまだ整っていないような感じがいたしますが、現状で受入れ状況はどうなっているのか伺いますが、保育所、認定こども園等の医療的ケアの必要な児童、そこではいらっしゃるのでしょうか。

○子ども家庭部長 医療的ケアの必要な子供や生徒の具体的な人数につきましては、プライバシーの保護の観点からお答えを差し控えさせていただきますが、市としては人数を把握してございます。

○中山武彦 人数を把握されてると。

教育部に伺いますけども、小・中学校の児童・生徒で医療的ケアの必要なお子さんは把握されてますか。

○教育部長 医療的ケアの必要な児童や生徒の具体的な人数につきましては、プライバシーの保護の観点からお答えは差し控えさせていただきますが、市としては人数は把握してございます。

以上です。

○**中山武彦** 把握はされてるというところでございますね。医療的ケアというところがどういうようなものなのか、またどういった支援が必要なのかというところはしっかりと考えていただいて、必要であれば体制を取っていただきたいと思います。就学相談においては、特別支援学校に選択されていかれるという場面があると思いますが、そういった児童・生徒、香芝ではいらっしゃいますか。

○**教育部長** 医療的ケア児の教育においては、児童及び生徒等の安全の確保を保障することが最優先であるため、就学相談を行った上で個別の事情に応じて対応することとしてございます。

香芝市立小・中学校においては、医療的ケア児を受け入れることになった場合においては、奈良県教育委員会が策定しています奈良県公立学校における医療的ケアガイドラインにのっとり、教育委員会の統括的な管理体制の下、各学校において学校長を中心に看護師の配置や教職員の支援等の組織的な体制を構築するとともに、医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制の構築や教職員への研修を実施し、必要なケアを整える支援体制で対応することとなっております。

以上です。

○**中山武彦** 今のお話では、そういった体制づくりというところ、県のガイドラインというところなんです。県は特別支援学校の中で、具体的に明日香養護とかでそういった医療的ケア児の受入れをされていると思いますが、就学相談において香芝市、現時点でそういったところに行かれてる方っていうのは把握されてますか。その点は把握されてますか。

○**教育部長** はい。市として把握してございます。

○**中山武彦** 現状で、今のご答弁では体制はこれからであるというふうにこう考えるわけですね。

教育委員会は、そういった形を県のガイドラインを準用して検討されると思いますけども、未就学児については、その点はどうされますでしょうか。

○**子ども家庭部長** お答えいたします。

保育所等での医療的ケア児の受入れに当たってのガイドラインにつきましては、小学校等のガイドラインとは別に整理することが望ましいとされておりまして、現時点で未策定でございます。

既に策定済みの他の自治体等を参考に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第3条の基本理念にのっとりましてガイドラインを作成し、適切な支援体制を整備してまいります。

以上でございます。

○**中山武彦** 支援していくというところで、具体的にこう計画にのっとったものが進むのかどうかというところなんです。受入れ体制をつくっていただきたいと思いますけど、どう進めるのか、この点、伺いたいと思います。

○**健康福祉部長** 先ほど、子ども家庭部長より保育所等での医療的ケア児の受入れに当た

ってガイドラインを策定していくという答弁があったように、策定に向けまして、保健・医療・福祉・教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が、地域の課題や対応策につきまして継続的に意見交換及び情報共有を図れる協議の場が必要と考えておりますので、その設置を進めていきたいと考えております。

以上です。

○中山武彦 その具体的な設置のほうをお願いして、受入れ体制の整備をお願いしたいと思います。

インクルーシブ教育等、また障害者差別解消法の合理的配慮等から考えれば、安心して子供を産み育てられることができる社会の実現の観点で重要なところだと思いますので、市長、その点も考慮いただきまして、お願いを申し上げたいと思います。

続いて、質問をさせていただきます。

「身寄りのない方が抱える諸課題の対応について」

○中山武彦 最後の5番目、身寄りのない方が抱える諸課題の対応について質問をいたします。

現在、単身高齢者の方の人口推計も出てまして、それによりますと2050年には65歳以上の単身世帯の割合が20.6%、これは全国的な話でございますが、なる見通しでございます、大変にこれから増えていくだろうというふうに考えています。今後、単身世帯の割合が高くなるペースが早まっていく中で、背景としては現時点で既に未婚の方が多い、未婚率が高いとか、高齢期を迎え、その方が独り暮らしを続けていくことということが推計されますので、今後増えていくだろうと。そこで、親族が近くにいない人、身元保証人や引受人になってくれる方が身近にいない、いわゆる身寄りのない高齢者世帯の増加、これが見込められますために、もろもろの課題への対応について質問したいと思います。

昨年6月議会で身寄りのない方がお亡くなりになったときの事例など、葬祭扶助制度について質問いたしました。直近5年においては、親族または同居者以外の方が火葬をしたケースが45件という答弁がありまして、この数字、身寄りのない方がお亡くなりになった数に近いというふうなこともございました。内訳として、大家さんとか病院等の家屋管理人が申請されたのが約8割、福祉事務所長からの申請が約2割ということでありました。

そこで、福祉事務所長からの申請においては、民生委員さんが執行されてるわけですけども、葬祭扶助制度というところで使われているというようなことでございました。

そういったことで、改めて葬祭扶助制度について質問いたします。

身寄りのない方がお亡くなりになったときに、病院長や民生委員からの葬祭扶助申請、直近3年でどれぐらいの件数があるか、教えてください。

○健康福祉部長 令和4年度は0件、令和5年度は1件、令和6年度2件でございます。

以上でございます。

○中山武彦 1件、2件というところでしたが、先ほど医療機関からのお話、今してませんでしたけども、医療機関から最近お話がありまして、葬祭扶助制度を入院治療中の方がお亡くなりになって申請をされたと。そういったことで、申請用紙の入手とか手順が非常に煩雑だという話もちよっと聞いてます。

そこで、このようなこと、業務外のことをしていただくわけで、何かこう便宜を図れないのかどうかというところを伺っておきたいと思えますけども、第三者として利用しやすい制度になっていないんじゃないかと思いますが、その点どうでしょう、対応できますでしょうか。

○健康福祉部長 病院や民生委員の方から葬祭扶助の申請があった際は、本市から葬儀会社と連絡をし、その後の埋火葬に係る手続きにつきましては、極力本市と葬儀会社との間で行うよう努めております。また、申請書はPDFデータとして電子メールで送付することもできますが、パソコン等の利用環境が整っていない場合には郵送することもできるため、今後におきましても関係者の方からご意見を伺いながら、できるだけ負担がないよう改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○中山武彦 そのあたりも改善していただきたいと思えます。

今、前回からのお話の中で、いわゆる引取り手のない死亡者というところの発生が今後懸念されるということがございます。総務省の行政評価局が行った調査によると、引取り手のない死亡の発生件数は、平成30年から令和3年の間に10万5,773件とあって、その中で身元が判明しているものの生活保護の適用外の方、いわゆる墓地埋葬法の適用が1万154件となっていて、経年で見たところ、墓地埋葬法の適用による死亡者が増加傾向にあるというふうに示されておりました。

今後の高齢者単身世帯の増加を見据えて、生活保護法第18条第2項で大家さんや病院、あるいは友人等が民生委員さんの申請によって、また葬祭扶助制度で対応できないような事例も増えるのではないかと。葬祭を行う者がいない場合の備えが必要だと、前回の問題意識と同じですが、その答弁の中では今後そういったことをルール等を調査研究を進めていきたいというふうに考えているというようなご答弁でございました。その点の検討状況について、進んでいるのか、教えていただきたいと思えます。

○市民環境部長 墓地埋葬等に関する法律第9条に、「火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない」と規定されており、当該規定により、市長名で火葬を行った場合の費用については個人の遺留金を充当することとなり、充当してもなお不足する場合は相続人の調査を行い、判明した場合はその者に対し不足費用を請求することとされています。

現時点では、相続人の調査やご遺体、遺留品の保管等について統一的なルールがなく、国においても実態把握と課題を調査研究しているところであり、本市においては今のところ該当事例はございませんが、今後市長名による火葬を行う場合は、福祉部局からの情報提

供、市民課による戸籍等の調査及び環境政策課によるご遺体、ご遺骨の管理等、連携して対応していくことと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 連携してやっていただくというところでございますので、相続人の調査等ございます。公用請求になると思いますけども、戸籍の請求とか出てくると様々な課題もあると思いますので、検討していただきたいと思います。

次の課題で、なかなか事例がない中で研究は難しいと思いますが、遺留金が残ったときに、この相続人の調査が必要になってきますけども、市町村での一時的な保管等、また出てくるかと思います。この点、葬祭費用を上回る遺留金があった場合の対応を市はどう考えるのか、教えてください。

○市民環境部長 火葬等に要した費用に充当した後、さらに残余の遺留金がある場合は、一旦歳入歳出外現金として保管した上で、相続人の調査を行い、判明した場合は当該相続人に遺留金を引き渡すこととなります。また、相続人の存否や所在が分からない場合、または相続人が受領を拒絶している場合は、弁済供託制度による遺留金の寄託等を行うことと考えております。

以上でございます。

○中山武彦 弁済供託制度の活用ですね。しっかり保管もして、歳入歳出外現金を取り扱って頑張って進めていただきたいと思います。

次に、入院、退院、介護施設の入所について伺いたいと思います。

身元保証等がない方の入院、入所等に係るガイドライン等が今作られてるというふうに聞いてます。これは、厚生労働省の調査等によるものと聞いてますが、香芝市ではどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。例えば、医療機関等が身元保証を求めて署名を求めるといったことがありますし、費用の支払い等、緊急時の連絡先等を求めてくるケースがあるかと思います。そういった中で、身元保証をなかなかできない単身高齢者がいらっしゃると思いますが、そういったことの対応を香芝市でどのように取り組んでいるのか、伺いたいと思います。

○健康福祉部長 身寄りのない方に身元保証人がいないときの対応としてお答えをさせていただきます。

本市が身元保証をすることはできませんので、地域包括支援センターの職員や介護支援専門員等が本人の意思を確認した上で医療機関及び介護サービス事業所等と連携して支援をしております。

以上でございます。

○中山武彦 市職員の方が働いていらっしゃる場所があるかと思います。自治体によっては、身元保証等がない方の入院、入所に係るガイドラインを策定されて、そこでの1人、2人の担当者は、専門職じゃなくてチームで取り組まれてるような体制を取っていらっしゃるというふうに聞いてます。香芝市においても、そのような、今お話を聞きましたら、恐

らく介護施設等とのやり取りとか医療機関とのやり取り等ございまして、地域包括の方とか市の職員が、またケアマネさんとか医療従事者が恐らく業務外のこと等をされてるのじゃないかなというふうに、現実的な対応をされてるのではないかなと想像するわけですが、そこでそういった取組をされている中で、香芝市においてもそういったガイドライン等を作ったかどうかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○健康福祉部長 本市におきましては、身寄りがない人への支援に関してのガイドラインの策定は行っておりませんが、本市では在宅医療・介護連携推進事業や地域ケア会議などによりまして、身寄りがない人への支援に関わる各機関とのネットワークを構築していることから、ガイドラインを策定している自治体同様の支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 最後のほうですね、今のこの項目で、例えば身元保証の高齢者サポート事業というのが、全国の消費生活センターで相談をされる方がいらっしゃると聞いてますし、生きてるうちに死後のことを手配しておきたいという切実な相談が増えていると聞いてます。

そこで、生きてる間から死亡後の事務委任とか任意後見等、そのような終活相談、そういったことを実施してはどうかと思いますけど、香芝市ではそのような相談はされているでしょうか。受けてるでしょうか。

○健康福祉部長 自らの人生の最期を見据え、医療や介護の希望、葬儀の準備などを計画的に整える活動につきましては、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として個別に相談に応じており、相談内容により必要に応じて医療機関や介護サービス等の関係機関につなげる支援を実施しているところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 看板は立てておりませんが、地域包括の中でそういった相談事業はあるということでございますので、その他、周知等お願いをしたいと思います。

最後の項目で、居住支援について伺いたいと思います。

前回もお伺いいたしました昨年6月議会で、単身高齢者の住まいに関する相談については福祉の総合相談窓口で対応しているというご答弁がございました。最近、改正住宅セーフティネット法というところで、10月にまた施行がされると聞いてまして、住宅を求めるのが難しい方について、高齢者や障害者の方、また被災者の方等に寄り添った形に改正されております。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給、これを促進するために、身寄りのない高齢者の方々などの賃貸借契約がうまく進むような市場環境を整備するということ、また情報を発信していくという内容なんですけども、そこで法律の改正がありますので、香芝市でももう一步、例えば居住支援協議会の設置とか、また包括支援センターでの対応等もされてるところがあると聞いてますので、香芝市として高齢者の住宅確保要配慮者が安心して利用できる居住支援の対応、これを進めていただきたいと思いますけど、その点、どのように対応されてるのか、お伺いしたいと思います。

○健康福祉部長 生活困窮者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者から相談がありましたら、各担当課をはじめといたしまして、福祉総合相談窓口でも受け付け、相談先が分からず孤立することがないように対応しております。

受け付けした後は、住宅確保要配慮者の入居をサポートするための相談や情報提供といった生活支援等を実施する法人として、奈良県が指定する居住支援法人与連携を行いながら対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 最後、市長に話を伺いたいと思いますが、突然申し訳ないですけど、身寄りのない高齢者、単身高齢者が増えていくというところがございますし、これを入り口から考えると、やはり結婚の相談所等をやっている自治体もございますし、いろんなことの単身高齢者に対する入り口から出口まで様々な支援があるかと思います。そういったところも目配せしながら、市としてどう進めるのかというところ、総括していただいてご答弁いただければと思いますが、いかがでしょう。

○市長 お答えいたします。

先ほど、健康福祉部長からも答弁ございましたそれらの施策につきましても、きめ細かく実施をしていくということが大切であるというふうに考えてございます。また、議員の問題意識にもおありのように、今後身寄りのない単身の高齢者という、そういった世帯が今も増えてきておりますけれども、今後さらに増えてくることが予想されます。そういった方々が安心して生活を送れるようなまちづくりをしていくということが大切であろうというふうに考えてございます。

近隣住民同士の支え合いも重要でございますし、市としてのそういった支援ということも大切であろうというふうに考えてございます。また、終活という人生の最期を見据えた事前の活動といいますか、準備につきましても不安を抱えていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういったところにつきましても、きめ細かく支援をしていくということが大切であろうというふうに考えてございますので、そういったところにつきましてもきめ細かく事業を見直したり、充実をさせたりする方向で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 ご丁寧な答弁をありがとうございました。

今後、そのような形で様々な課題も出てきますが、もう近い将来ですので、しっかりと取組を進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。